

西宮市商業団体活性化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に基づき、市内の商業団体、グループ、企業等が実施する各種事業に要する経費の一部を補助することにより地域商業の発展を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号のとおりとし、その内容については別表に掲げるとおりとする。

- (1) 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業
- (2) 商業共同施設維持管理事業
- (3) 商店街ファンづくり応援事業
- (4) イベント広告事業
- (5) 西宮商店応援隊事業
- (6) 商店街新規出店応援事業

(補助金の交付基準)

第3条 補助金は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助対象事業について、国・県又は公共的団体から補助金が交付される場合は、補助対象経費から当該補助金の補助対象経費を控除した金額を基準に算定した補助金を交付するものとする。ただし、兵庫県が実施する「商店街・小売市場共同施設建設費助成事業」、「商店街ファンづくり応援事業」または「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業」による補助金は控除対象外とする。

3 補助対象者の代表者及び役員、並びに業務に従事する者は、「西宮市暴力団の排除の推進に関する条例」(平成25年3月28日西宮市条例第67号)第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこととする。

4 補助対象者は、実施する事業に暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者を参加させてはならないこととする。

5 前条第1項第1号から第5号については、1年度につき1回に限る。

6 前条第1項第6号については、過去に同様の本市補助事業を受けていない者に限る。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業計画書、事業収支予算書
- (3) 見積書等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金等交付決定通知書により、又、不適当であると認めたときは補助金等不交付決定通知書により、それぞれ申請者に対し通知するものとする。

(事業実施の報告)

第6条 補助事業が完了したときは、30日以内に事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 事業報告書、事業収支決算書
- (3) 広告宣伝費を経費に含める場合は、印刷物等の成果物
- (4) 請求書、領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による事業実績の報告を受けたときは、報告内容の確認等を行い、補助金等確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の補助金等確定通知書を受けた者は、補助金等交付請求書を市長に提出し、補助金の交付請求をしなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、補助金の交付決定後、補助事業等の着手前又は完了前であつても、その全部又は一部について概算払の請求することができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付けた後、当該請求者に補助金を交付する。

(補助金の返還)

第9条 第6条の補助金等確定通知書を受けた者のうち、第7条ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けた者は、既に交付を受けた概算額がその確定額を超過している場合は、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第10条 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設け、その証拠となる書類を整備しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 西宮市商業活性化ソフト事業補助金交付要綱（平成2年制定）
- (2) 西宮市地域商業団体活性化事業補助金交付要綱（昭和62年制定）
- (3) 西宮市空き店舗活用活性化事業補助金交付要綱（平成14年制定）
- (4) 西宮市商店街等アシストエンジェル事業補助金交付要綱（平成16年制定）

3 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

事業名	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助内容	交付条件
商店街・小売市場共同施設建設費助成事業	商店街・小売市場(任意の団体を含む)	共同施設の建設、改修又は撤去。	兵庫県の「商店街・小売市場共同施設建設費助成事業」に準ずる。	兵庫県の「商店街・小売市場共同施設建設費助成事業」に準ずる。	兵庫県の「商店街・小売市場共同施設建設費助成事業」に準ずる。
商業共同施設維持管理事業	(1)商店街振興組合又は事業協同組合を組織している商店街又は小売市場 (2)5店舗以上で組織している任意の商店街又は小売市場で、規約等の定めがあるもの (3)前2号に掲げる商業団体を構成員とする連合組織で、規約等の定めがあるもの (4)前3号に類似する中小小売商業団体で市長が適当と認める団体	次に掲げる商店街共同施設の維持管理。 (1)アーケード、日覆、雨覆 (2)アーチ (3)街路灯	共同施設に対して課せられた当年度の道路又は水路占用料。	補助対象経費の合計の1/3以内・補助限度額は前年度分の補助対象経費の1/3。	法令に違反する施設は補助対象としない。
		次の要件を満たす商店街の街路灯の点灯 (1)公道に設置されたものであり、道路占用許可を受けていること。 (2)適切な維持・管理が行われ、終夜点灯していること。 (3)当該商業集積の魅力向上を図るとともに、地域住民の安全に寄与していると認められること。 (4)当該商業団体において電気料金を負担していること。 (5)防犯灯として、公共的団体から補助金を交付されていないこと。 上記(1)から(5)を満たす商店街の防犯カメラ。但し、「終夜点灯」を「常時作動」に、「防犯灯」を「防犯カメラ」に読み替える。	商業団体が設置・管理する街路灯及び防犯カメラに係る当年度分の電気料金		
商店街ファンづくり応援事業	商店街・小売市場の団体(任意の商店街団体を含む。)	商店街の魅力アピールし、ファンを獲得することで商店街の潤いにつながる事業、コロナ禍でも集客につながる事業	兵庫県の「商店街ファンづくり応援事業」に準ずる。	兵庫県の「商店街ファンづくり応援事業」に準ずる。	兵庫県の「商店街ファンづくり応援事業」に準ずる。

イベント広告事業	市内に主たる事務所を有する、5店舗以上で組織する商業団体で、規約等を有する団体とする。	地域産業活性化を目的とする各種イベント事業。ただし、参加店舗等の売り上げや客数の増など、直接的・具体的な経済効果が期待され、事業完了後にその効果検証ができるものに限る。	申請するイベント事業のみに使用する広報物の製作に係る費用。(イベントに関係のない記載や他団体等の広告が記載されているものを除く。)	補助対象経費の2/3以内・補助限度額20万円	(1)製作にあたっては、2以上の者より見積書を徴し、最も安価な提示を行った者に発注しなければならない。 (2)交付決定後に事業内容に変更が生じた場合、その変更が軽微なものを除き、交付決定を取り消すものとする。
西宮商店応援隊事業	商店街・小売市場等で組織する全市的規模の連合団体	商店街・小売市場等の活性化を図る目的で、補助対象団体が雇用した大学生等が西宮商店応援隊として、下記の活動を行う事業。 (1)参画(イベント等の運営。) (2)挨拶(来街者への挨拶、声かけ。) (3)清掃(清潔な街づくりのための街路清掃。) (4)整理(点字ブロック上などの迷惑駐輪の整理。) (5)介助(高齢者や障害者等の買い物等の補助。) (6)その他(市長が認める商店街・小売市場等の活性化につながる活動。)	補助事業を適切に実施するために必要な経費のうち、広告費、謝礼費(講師謝金)、事務費(消耗品費、雑役務費、人件費、その他)及び市長が必要かつ適当と認める経費。	補助対象経費の72%以内。	西宮商店応援隊は活動報告書を、商業団体は西宮商店応援隊効果報告書を実績報告時に添付書類として提出しなければならない。
商店街新規出店応援事業	信用保証協会の保証対象となる業種で、不特定多数の消費者を対象に営業するもの	商店街の空き店舗を活用した新規出店	店舗改装工事費 ※兵庫県の「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業」の交付決定を受けた者は同事業に準ずる。	補助対象経費の1/6以内・50万円 ※兵庫県の「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業」の交付決定を受けた者は同事業に準ずる。	(1)西宮商工会議所のサポートを受け作成した事業計画書の効果確認書を提出すること (2)開業後に商店街組織に加入すること (3)開業後に西宮商工会議所の伴走型支援を受けること ※兵庫県の「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業」の交付決定を受けた者は同事業に準ずる。

備考

- 1 補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- 2 上記いずれの事業においても、予算の範囲内を補助限度額とする。